様式第７号（第９条関係）

一般廃棄物処理業許可証

指令海地み第２１０号
令和８年３月１３日

住所　広島市西区中広町三丁目２５番８号

氏名　株式会社　東洋クリーナー　　様

海田町長　　竹野内　啓佑　印

令和８年１月２９日付けで申請の一般廃棄物処理業（更新）については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条１項の規定により，つぎのとおり許可します。

事務所又は事業所の所在地	広島市西区中広町三丁目２５番８号
事務所又は事業所の名称	株式会社　東洋クリーナー
取扱う一般廃棄物の種類	固形状一般廃棄物
事業の範囲	収　集　・　運　搬
営業の区域	海　田　町　全　域
許可期間	令和８年　４月　１日　～　令和１０年　３月３１日

（許可条件）
１　許可業務の遂行にあたっては，関係法令及び条例，規則に定める事項を遵守し，誠意をもってこれに専念すること。
２　業務上における関係住民からの苦情等については，自ら責任をもって処理すること。
３　この許可証は，事務所内の見えやすい所に掲示すること。